

まちづくりナビ



景観計画に関する
皆様のご意見を
整理しました

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

今回は、笠間市景観計画（案）に関する「市民説明会」及び「パブリックコメント」でいただいた、ご意見の一部をご報告します。

笠間市景観計画（案）に関する意見

市では、笠間市景観計画の策定に向けて、市内の景観資源の整理から課題の抽出、今後の笠間市の景観まちづくりのあり方について検討してきました。

昨年11月には、計画策定に向けた市民説明会を、12月には、パブリックコメントをそれぞれ実施し、市民の皆さんから貴重なご意見をいただきました。

市民説明会

実施日：令和2年11月26日（木）
11月29日（日）

パブリックコメント

実施期間：令和2年12月9日（水）
～12月28日（月）

市民説明会での主な意見

（市ホームページで「当日資料と議事録」が確認できます）

○景観計画について

- ・景観行政団体の概要を教えてください。
- ・景観形成基準について知りたい。

○景観法に基づく届出や罰則について

- ・建築物の高さを届出以外で制限することはできるか。
- ・景観形成基準に適合しない場合、罰則等の措置はあるか。

○太陽光発電施設について

- ・豊かな自然や山並みの景観を守るため、太陽光発電パネルの乱立や高圧送電線等について、より厳しく規制して欲しい。

パブリックコメントでの主な意見

（市ホームページで「全てのご意見」が確認できます）

○観光拠点としての環境整備について

- ・笠間稲荷門前通りの鳥居に架かる電線が残念に感じた。道路は敷石仕立てで綺麗になったので、鳥居に架かる電線も改善できればと思う。

○太陽光発電施設について

- ・陶芸公園、ツツジ山等から本戸方面を眺めた際の、削られた山肌の景色は残念に思う。一度壊した自然はなかなか元に戻らない。

○景観環境維持の方策の検討について

- ・景観環境維持のためには市民の私有景観の維持管理なくしては不可能である。空家、空地対策以外の具体的な方策を検討してほしい。

意見関連の解説（一部）

景観行政団体について

景観法に基づいて景観行政を行う地方公共団体のことです。県全体のルールよりもきめ細かな本市の特色あるルールを定め、地域の特性に応じた景観形成を図ることができます。本市は、令和2年2月1日に、県内では12番目の景観行政団体となりました。

景観法に基づく届出制度について

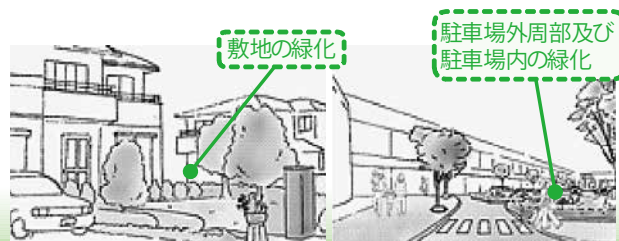
景観計画区域（市全域）において、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物及び工作物等）については、景観法に基づく届出を義務付けます。

| | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---------|--|------------------------------------|
| <届出の一例> | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 高さが10mを超えるもの 又は延床面積が1,000㎡以上のもの |

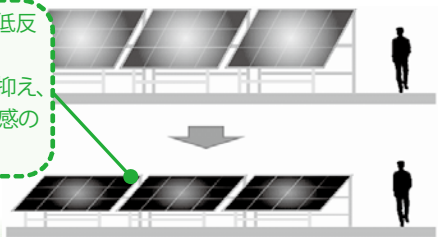
景観形成基準について

届出の際、適合しなければならない基準のことです。届出を要する行為ごとに定めています。

<基準の一例>



太陽光パネルは低反射のものを使用
・パネルの高さを抑え、歩行者への圧迫感の軽減に努める



【問い合わせ】都市計画課（内線 586）